

組合 Q & A

持分の譲渡について (2)

Q11 他人の持分の全部又は一部を譲り受けて組合に加入しようとする者からも加入金をとる定めをしてよいか。

2 中協法第17条第3項の「持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する」とあるが、この場合の権利義務の承継とは具体的にどのようなことをいうのか。また設問1との解釈上の関連性について説明されたい。

3 加入に関し、定款に「他人の持分の全部又は一部を承継した場合はこの限りでない」と規定したとき、この後に「この場合の全部又は一部とは5口以上をいう」と但し書きしてもよいか。

「A」加入金は持分調整金としての性格を有するものであるので、持分譲受加入の場合には徴収できないと考えられる。なぜならば、持分譲受加入の場合には、出資の払込手続を必要としないので、定款に定めた出資1口金

額とこれに必ずる持分額との調整を行う必要が生じない（既にこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられる。）からである。

2 組合員の持分とは、組合員がその資格に基づいて組合に対し請求し支払を受けるべき財産上の金額とこれを含めた組合員として有する権利義務を包括的に指す、組合員たる地位ともいうべきものの二義があると解され、本条、第15条、第16条、第61条にいう持分は後者を意味し、第20条、第22条は前者を意味している。

したがって、法律上の持分が、いずれの意義に用いられているかは、個別的に判定すべきである。

このような観点から本条における持分を組合員たる地位の譲渡と解する限り議決権、選挙権、出資義務、定款服従義務等、組合員として当然有する権利義務も承継されるとともに持分払戻請求権又は出資払込義務も承継されるのである。

1との関連について、持分の譲受加入の場合には原始加入の

場合と異なり、出資払込及び持分調整金の問題が生じないのは、本条の持分を前述のとおり解すれば、持分の譲渡は組合員の入替を意味する場合もあるから、その譲受に伴う代金（払込済出資額と持分調整金との合計）の授受は当事者間で行われ、組合と譲受人との間には関係を生じないからである。

3 貴組合の定款において、貴組合への出資口数を最低5口以上とし、また、現組合員のすべてが5口以上の出資を有しており、かつ5日未満の日数が生じた場合の処置が明確であれば差支えないと解する。つまり上記の場合以外においては新規加入者と譲受加入者との均衡を失うと思考されるからである。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載



組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】理事会の特別議決事項は、議決に加わることができる理事の3分の2以上をもって行うことが必要である。

【第2問】理事会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載すると共に、出席した理事全員が署名等をしなくてはならない。

【第3問】理事会の議長は、議決権を行使することができる。

【第4問】役員には、善管注意義務と忠実義務が課されている。

《解答》【第1問】×（理事会には特別議決事項はない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うことになっている。（定足数も可決要件も、過半数を上回る割合を定款で定めることができる。）【第2問】○【第3問】×（理事会では、総会と違って議長も議決権を行使できる。議決権があるので、総会で認められる可否同数のときの決定権はない。）【第4問】×（理事には、善管注意義務と忠実義務が課されているが、監事には善管注意義務のみが課されていて、忠実義務はない。監事は業務執行をしないからである。）